

特定非営利活動法人長野県介護支援専門員協会事務局規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人長野県介護支援専門員協会（以下「協会」という。）定款第24条（9）の規定に基づき、事務局の設置、組織及び運営等に関して必要な事項を定める。

(設 置)

第2条 協会の事務局は、長野県長野市 に置く。

(組 織)

第3条 事務局は、事務局長その他の職員をもって組織する。

(所掌事務)

第4条 事務局は、次の各号に定める事務を処理する。

- (1) 会員の入退会書類の受付及び会員証の作成・発送に関すること。
- (2) 会員名簿の作成、整備及び保管に関すること。
- (3) 協会の文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (4) 総会資料及び広報文書等の印刷発注に関すること。
- (5) 理事会、委員会及び研修会等の資料の作成、印刷及び発送に関すること。
- (6) 現金の出納、経理及び関係帳簿の保管に関すること。
- (7) 協会の資産の管理に関すること。
- (8) その他協会の事務処理に必要と認められる事務

(事務局長)

第5条 事務局長は、理事会の同意を経て、原則として理事の中から会長が委嘱する。

2 事務局長は、会長の命を受けて事務局を統括する。

(事務局次長)

第6条 会長が必要と認めた場合に、事務局次長を置くことができる。

2 事務局次長は、事務局職員の中から会長が任命する。

3 事務局次長は、事務局長の職務を補佐し、事務局長の命を受けて業務を掌理する。

(職 員)

第7条 職員は、事務局長の命を受けて、事務局の事務を分掌する。

(委 任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この規定は、平成19年 6月23日から施行する。
- 2 この規定は、平成27年 3月20日から施行する。
- 3 この規定は、平成29年11月23日から施行する。